

平成25年度

コミュニティ推進事業

事務事業 評価表

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	企画政策部コミュニティ課		担当者	外木場和美		
根拠法令等	自治基本条例					
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> 内部管理					
政策	コミュニティを活かし地域力を育む まちづくり		施策	コミュニティ活動等への支援強化		
			小施策	コミュニティ活動等への支援		
一体化躍動プラン	地域力再生プロジェクト					
重点施策	個性と魅力ある地区コミュニティ主体の地域づくり					
予算科目等	会計	一般会計				
	款	総務費	項	総務管理費	目	コミュニティ費
	事項	コミュニティ推進費		細事項	コミュニティ推進事業	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	48地区コミュニティ協議会会長会議の開催や、コミュニティ主事を配置したり、地区コミュニティ協議会へ交付金の交付、さらには、地区コミュニティ協議会が行う地区の活性化に資する事業に補助金を交付すること等により、地区の活性化を図る。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	48地区コミュニティ協議会				
	手段（市がどのような活動をするか）	交付金や補助金を支出したり、コミュニティ主事を配置する。				
	意図（どのような目的で事業を行うか）	地区が活性化するために行う事業に対し、補助金等により支援する。				
	事業開始年度	平成17年度				
			指標名	目標値	目標年度	
	活動指標		地区コミュニティ協議会会長会議	4回	—	
成果指標		—	—	—		
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	181,898	183,835	204,493	204,493	204,493
	報償費	623	722	683	683	683
	旅費	2,353	2,285	2,413	2,413	2,413
	委員等報酬	68,614	68,614	67,122	67,122	67,122
	社会保険料	10,523	10,584	10,952	10,952	10,952
	市民活動災害補償保険料			12,666	12,666	12,666
	交付金			93,157	93,157	93,157
	補助金	99,785	101,630	17,500	17,500	17,500
	運営補助金	92,057	91,296			
	活性化補助金	3,258	3,568	4,000	4,000	4,000
	一般コミュニティ助成補助金	4,200	5,800	12,500	12,500	12,500
	地区コミ倉庫設置補助金	270	966	1,000	1,000	1,000
	財源内訳					
	国・県支出金	55,000	55,000	54,300	54,300	54,300
	その他	3,258	9,368	16,500	16,500	16,500
	一般財源	123,640	119,467	133,693	133,693	133,693
要員配置状況	49.00	49.00	49.00	49.00	49.00	
職員	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
嘱託員	48.00	48.00	48.00	48.00	48.00	
臨時職員等						
活動実績・計画	4回	4回	4回	4回	4回	
成果指標の推移	—	—	—	—	—	
特筆すべき事項等	平成25年度から運営補助金を交付金化した。 また、平成25年度事業見直しにより、コミュニティ推進費から、市民活動推進費とマイスター事業費を分け、市民活動災害補償保険料を新たにコミュニティ推進費へ移行した。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	<b>対象・手段の妥当性</b> <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当ではない (上記選択の理由) 地区コミュニティ協議会が活性化に繋げる事業を支援することになるため。
	<b>市が関与すべき妥当性</b> <input checked="" type="checkbox"/> 市が関与すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) 嘱託員の配置や、交付金・補助金支出の形で市が関与しなければ活性化には繋がらない。
効率性	<b>事業費の削減余地</b> <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 小規模の地区コミュニティ協議会からは、交付金等の増額を求める声も強く、削減の余地はない。
	<b>要員配置の削減余地</b> <input type="checkbox"/> 削減の余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減の余地はない (上記選択の理由) 地区コミュニティ協議会との連携・支援等、事務量も多く、今後も削減の余地はない。
有効性	<b>成果の達成度</b> <input checked="" type="checkbox"/> 達成度はかなり高い <input type="checkbox"/> 達成度はやや高い <input type="checkbox"/> 達成度は低い (上記選択の理由) 市の支援を受けながら、地区コミュニティ協議会の活性化のための活動をしている地区が多く、有効性は高い。
	<b>成果の向上余地</b> <input type="checkbox"/> 余地がかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 余地がある程度ある <input type="checkbox"/> 余地はほとんどない (上記選択の理由) 支援をすることにより、地区コミュニティ協議会の事業展開が更に広がり、地区も活性化するとともに、最終的にはコミュニティビジネスにも繋げられ、地区コミュニティ協議会の自主財源の確保に貢献できる。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 支援をすることにより、地区コミュニティ協議会の事業展開が更に広がり、地区も活性化するとともに、最終的にはコミュニティビジネスにも繋げられ、地区コミュニティ協議会の自主財源の確保に貢献できる。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 本年度中に補助金見直しをし、各地区コミュニティ協議会が自立に向けた事業展開に貢献できる補助金としたい。

外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性    ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性    ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性    ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名	企画政策部コミュニティ課	担当者	外木場和美					
事務事業名	コミュニティ推進事業							
根拠法令	薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成25年度 予算額	4,000 千円	国県支出金 千円	4,000 千円	その他	一般財源 千円	その他の内容		
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	補助金の申請件数			24件	平成25年度			
成果指標②	-			-	-			
補助対象者	地区コミュニティ協議会							
補助対象経費	講師謝金、賃金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費							
補助対象事業・活動の内容	別紙のとおり							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	上限200,000円 補助率2/3							
補助金額又は補助率の積算方法	薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金交付要領による							
補助を 受ける 事業 (団体) 等の 決算 状況	収入	自己資金	2,601,980	43.9%	2,048,288	38.0%	2,601,524	40.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	2,601,980	43.9%	2,048,288	38.0%	2,601,524	40.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	3,331,000	56.1%	3,337,000	62.0%	3,897,000	60.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	5,932,980	100.0%	5,385,288	100.0%	6,498,524	100.0%
		事業費	5,932,980	100.0%	5,385,288	100.0%	6,498,524	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%	
			0.0%		0.0%		0.0%	
			0.0%		0.0%		0.0%	
	(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
	計	5,932,980	100.0%	5,385,288	100.0%	6,498,524	100.0%	
支出計/前年度支出計					90.8%	120.7%		
自己資金/前年度自己資金					78.7%	127.0%		
翌年度繰越金/市補助金			0.0%			0.0%	0.0%	
交付件数			19			19	21	
成果指標の推移①			19			19	21	
成果指標の推移②			-			-	-	
特記すべき事項等	①本年度見直しを行う予定である。 ②尊重したい。 ③該当なし ④生涯学習活動等や地区内の様々な活動・事業・行事など ⑤コミ協だより及び市民活動情報サイトへの掲載 ⑥活性化に向けた取り組みを支援するものであり、今後も継続したい。 ⑦該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	主管課	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	事業補助をすることにより、地区が活性化し、そのことにより、様々な活動が展開され、地区コミュニティ協議会の真の自立にも繋がっており、公益性は十分にある。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	事業補助をすることにより、地区が活性化し、そのことにより、様々な活動が展開され、地区コミュニティ協議会の真の自立にも繋がるものであり、必要性は十分にある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	各地区コミュニティ協議会が4年間に継続する事業を2回申請することになっているが、そのことにより、地区コミュニティ協議会が活性化や自立に向けた事業を展開しやすい補助であると考えられる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地区コミュニティ協議会が実施する事業に対し、地区の活性化を図るため市が支援する方がよい。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	事業に対する補助金であるため、2/3の補助率は妥当であると考えられる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	事業補助金であり、申請する地区コミュニティ協議会も自助努力をしており、半永続的・固定的な補助にはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	補助申請団体は地区コミュニティ協議会であり、問題はない。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	適当な政策手段であると考えているが、来年度に向けて、8年間を検証しながら補助金の見直しは行いたい。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	外部委員による選考委員会を開いており、内容等は十分に審査され、採択されている事業であり問題はないと考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(二次)結果	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上で継続⇒今後の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小
	上記方向の理由 補助金上限額を引き上げることにより、地区コミュニティ協議会の事業展開が更に広がり地区も活性化するとともに、最終的にはコミュニティビジネスにも繋がられ地区コミュニティ協議会の自主財源の確保に貢献できる。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 本年度中に補助金見直しをし、各地区コミュニティ協議会が自立に向けた事業展開に貢献できる補助金としたい。

## 平成22年度 地区コミュニティ活性化事業補助金 事業一覧表

番号	地域名	地区コミ名	22年度の状況	申請時		備考
			事業名・内容	総事業費	補助申請額	
1	川内	亀山地区	スポーツ振興(グランドゴルフ大会・卓球大会)	320,250	200,000	亀山地区主体で大会を実施する。
2		平佐東地区	観光案内板設置事業(伝統ある文化の継承活動)	307,000	200,000	地区外の人にも、史跡等の場所がわかるように、主要箇所案内板を設置する。
3		永利地区	「ふるさと永利」改訂事業	1,000,000	200,000	地区内全般の写真、神社、廃寺、城跡、上野氏三代の墓等の史跡、天然記念物オガタマの木の文化財等を紹介した「ふるさと永利」があるが作成してから10年が経ち、内容が一部古くなったので改訂する。
4		峰山地区	手作り自然観光公園柳山アグリランドの花園整備事業	300,000	200,000	・自然公園アグリランドでコスモス花園を整備する。 ・地区内外の方参加の「コスモス開き」を開催する。
5		滄浪地区	滄浪地区夏祭り活性化事業	380,000	200,000	子供みこしや個人・団体等の演芸大会・ゲーム大会・総踊り・夜店を設置して祭りを開催する。
6		陽成地区	地区コミュニティ学習活性化補完事業	252,840	168,000	講演会や各学習等で、書類の外に目で見ながら学習し効果を高めるプロジェクター一式を購入する。
7		吉川地区	吉川地区生涯学習まつり事業	305,000	200,000	心豊かな生活を送るための生涯学習の一環である学習成果と地区住民の取組みを披露する。
8	湯田地区	湯田地区『黒米酢』販売促進事業	300,000	200,000	インターネット接続と、のぼり旗、看板設置により『黒米酢』の販売促進を図る。	
9	樋脇	藤本地区	「滝」による「多喜」を呼ぶ「多岐」な活性化事業 「安全対策用街路灯」設置	367,000	200,000	8月のお盆前後に計画している「藤本滝」のライトアップの際に、夜間の安全対策の面から3カ所の駐車場へ街路灯を設置する。
10		倉野地区	倉野地区内文化財マップ案内板取り付け事業	183,750	122,000	文化財めぐり実施に向けて、マップ案内板やチラシ等の作成で、より積極的な取組みをおこなう。
11	入来	大馬越地区	大馬越地区視聴覚機器整備活性化事業	300,000	200,000	・文化祭でのパワーポイント作成発表 ・文化祭でのワイヤレスマイク利用による発表 ・地区外研修視察等のパワーポイント説明及び情報交換
12		八重地区	八重地区コミュニティセンターグラウンド整備	193,000	128,000	・グラウンドを整備して、スポーツの場を提供する。 ・住民参加のグラウンドゴルフ交流会を開催する。
13	東郷	山田地区	サンデンフェスタ(村づくり振興大会)事業	320,000	200,000	地区住民の手作り農産物の品評会や、郷土芸能保存会の発表、各講座の発表会の実施
14	祁答院	黒木地区	黒木暮れの市・ふるさと夏まつり活性化事業	210,000	140,000	・暮れの市・夏まつりののぼり旗の作成 ・法被の作成 ・両イベント用の器具保管庫の購入
15		大村地区	地区民交流活性化事業	241,500	161,000	自治会対抗運動会で使用するテントを整備する。
16		轟地区	各種スポーツ大会開催事業	191,700	127,000	屋内スポーツに必要な最小限の用具を整備する。
17	下甌	手打地区	手打地区情報通信交流事業	210,000	173,000	現在、当協議会では地域情報発信として、ホームページを開設し、行事内容を提供しているが、さらに拡充し映像情報としてカメラを設置し、広く映像情報を提供する。
18		西山地区	西山地区河川活性化事業	166,640	112,000	・竹炭用の焼き釜を造る。 ・講師を呼び、焼き方を学ぶ。 ・竹を山より伐採し、実際に焼いてみる。
19	鹿島	鹿島地区	鹿島地域観光交流活性化事業	384,300	200,000	鹿島憩の家を宿泊施設として利用し、他地域との交流の拠点として活用するもの
合計				5,932,980	3,331,000	

## 平成23年度 地区コミュニティ活性化事業補助金 事業一覧表

番号	地域名	地区コミ名	23年度の状況	申請時		備考
			事業名・内容	総事業費	補助申請額	
1	川内	可愛地区	健康づくり事業「ふれあい健康クラブ」活性化事業	385,350	200,000	高齢者を対象に筋力づくり、柔軟体操や健康相談などを実施する。
2		育英地区	育英流わくわく農業体験塾	317,000	200,000	年間を通し野菜の播種～育成～収穫～料理を行う。
3		川内地区	清水公園グランドゴルフ場環境整備事業	336,000	200,000	グラウンドゴルフ場内に、地区コミ専用の物置を設置し年4回から5回行われる大会の円滑な運営・用具管理を行う。
4		隈之城地区	隈之城駅歩行者通路整備(交通安全対策)事業	255,000	170,000	隈之城駅構内通路の雑草伐採、碎石敷き込み
5		峰山地区	柳山アグリランドの草スキー場整備事業	300,000	200,000	既設1面に加え芝スキー場1面を増設する。
6		八幡地区	八幡地区事業計画に基づく活性化事業	275,000	183,000	大型テント2張を購入し下記の事業で活用し、地区内の交流を進める。
7		高来地区	世代間交流活性化事業	210,000	140,000	イルミネーションを設置し、点灯式を行う。
8		城上地区	「城上納涼祭」事業	380,000	200,000	第1部川遊び 第2部納涼祭を開催する。
9		西方地区	ふるさと活性化事業	309,800	200,000	写真コンテストを通して西方を知ってもらい、また、出展写真をホームページ広報用として活用する。
10	樋脇	野下地区	野下地区ふれあい・活性化事業	400,000	200,000	野下青空市の開催及び各種交流事業の実施
11	入来	副田地区	副田地区生涯スポーツ推進活性化事業	302,120	200,000	グラウンドゴルフセットと綱引用競技シャツやスポーツベルト、ゼッケンを活用し事業を行う。
12		清色地区	地区コミュニティ協議会発行物等内容充実化事業	156,468	104,000	A3プリンター・ノート型パソコン(持ち運びの利便性を考慮)の購入し、協議会発行物の充実を図る。
13		朝陽地区	広報活動支援事業	311,850	200,000	毎月発行のコミ協便り支援業務と地区住民への協議会活動状況を報告し、地区活性化促進と協力を高める。
14		大馬越地区	福祉の里づくり(意識高揚事業)	300,000	200,000	住民に福祉標語を募集し、その標語の看板をつくり地区内に掲げる。又標語を製本し住民に配布する。
15		八重地区	八重地区ふれあいきいきサロン等充実事業	125,000	83,000	パソコンを使って、ふれあいサロンの時に、健康づくりの勉強の場を提供する。入り口に建物の位置を示す案内板がないので、地区内外の人にもわかりやすくする。
16	東郷	南瀬地区	南瀬地区むらづくり振興大会	230,000	130,000	野菜の品評会、即売会、権現鍋、おにぎりの昼食会、地域住民のみかんのつかみ取り、子供から大人までの作品展示、演芸発表、地域興につながる講演会。
17		鳥丸地区	鳥丸地区活性化事業	300,000	200,000	地区の活性化を目的とし3大事業を中心に実施する、イベント等に使用する放送機器や法被等の購入
18		藤川地区	第3回いきいきふれあい大会	225,000	150,000	・地元生産者の農産物直売・藤川米の試食会、シシ汁の提供 ・昔の手作り遊具の作成体験・小学生、講座生、郷土芸能の発表会
19	祁答院	蘭牟田地区	蘭牟田地区ふれあい対策事業	266,700	177,000	ふるさと夏祭り大会、校区大運動会、ふるさと歩こう会の実施
合計				5,385,288	3,337,000	

## 平成24年度 地区コミュニティ活性化事業補助金 事業一覧表

番号	地域名	地区コミ名	24年度の状況	申請時		備考
			事業名・内容	総事業費	補助申請額	
1	川内	可愛地区	可愛地区イベント活性化及び環境整備事業	324,492	200,000	・可愛地区コミュニティフェスタin可愛(地区文化祭)、各行事等の備品整備。 ・コミュニティセンターの環境整備
2		育英地区	育英地区スポーツ振興事業	308,532	200,000	育英地区グラウンドゴルフ大会、地域別グラウンドゴルフ大会等の備品整備。
3		川内地区	生涯学習推進事業	330,000	200,000	地区コミ専用の舞台を製作し、地区内自治会への貸し出しの他、各種行事の円滑な運営と更なる活性化を促す。
4		平佐東地区	スポーツ活動活性化事業	301,000	200,000	地区コミ主催のグラウンドゴルフ大会。
5		永利地区	「地域づくり活動」事業	201,200	134,000	地区の28自治会対抗グラウンド・ゴルフ大会の優勝チームに優勝旗を授け自治会の連帯感を強める。
6		水引地区	水引地区学習活動活性化補完事業	307,200	200,000	机・イスを倉庫からホールへ運搬する台車を設置するものである。
7		滄浪地区	滄浪地区鬼火たき活性化事業	300,000	200,000	・鬼火やぐらの設営と点火、合唱やゲーム等を同時開催する。 ・次年度以降のやぐら設営が容易にできるよう、柱穴を整備する。
8		寄田地区	先進地視察研修及び看板設置事業	303,600	200,000	・「やねだん」が出向きノウハウを学び、天狗鼻焼酎の販売拡大等に反映していく。 ・看板は名所・史跡案内等(2枚)を設置する。
9		城上地区	「城上地区文化祭」活性化事業	506,000	200,000	地区住民の交流の場として、舞台発表・作品展示・バザー等の即売会を開催する。
10		湯田地区	特産品販売所設置及び販売展開事業	300,000	200,000	・遊休農地を利用して、解体した資材により販売所を建て、湯田地区で特産品開発した黒米酢、高齢者が生産した農産物等の展示販売を行う。
11	樋脇	藤本地区	藤本地区高齢者にこころ笑顔でふれあい事業	317,500	200,000	転倒防止の配慮がなされた椅子、プロジェクターの整備。
12		野下地区	地区民ふれあい事業(鯉のぼり掲揚事業)	300,000	200,000	旧野下小学校跡地利用とこいのぼり掲揚事業の実施
13		市比野地区	市比野地区自治会対抗グラウンドゴルフ大会実施事業	310,000	200,000	幅広く交流する場を作るため、自治会対抗グラウンドゴルフ大会を実施する。それに伴う備品購入をする。
14		樋脇地区	情報発信活性化事業	300,000	200,000	コミ協だよりの発行のために、紙折り機・シュレッターの整備
15	入来	清色地区	清色地区まちおこし協働事業	310,000	200,000	冬季のイルミネーション設置。(伝建地区周辺及び地権者承諾箇所)
16	東郷	斧淵地区	斧淵地区活性化事業	610,000	200,000	イベント行事「おのぶつ祭」の開催。16自治会がそれぞれ「食」「遊」「展示」の3部門に出品・出展・参加
17		山田地区	山田地区グラウンドゴルフ大会	222,000	148,000	広く地区民に呼びかけ参加者を募り、毎年行っている事業である。
18		藤川地区	藤川手作り柚子餅子製造販売事業(高齢者の生きがいづくり事業)	324,000	200,000	伝統的な団子や加工食品等を製造し、イベント時や直売所等で販売する。
19	祁答院	大村地区	大村地区青少年育成ふれあい事業	297,000	198,000	夏休みに子どもたちに地区の民話等を、パワーポイントを使って大型スクリーンに映し出し、読み聞かせを行う。
20	下甑	西山地区	炭焼き事業	177,000	118,000	・地域の資源を活用した特産品つくりの研究 ・炭を使った河川愛護
21		青瀬地区	青瀬地区瀬尾花園活性化事業	149,000	99,000	・花の植栽と管理 ・看板設置(三ヶ所) ・ベンチを置く(一ヶ所)
合計				6,498,524	3,897,000	

## 平成25年度 地区コミュニティ活性化事業補助金 事業一覧表

番号	地域名	地区コミ名	23年度の状況	申請時		主な内容
			事業名・内容	総事業費	補助申請額	
1	川内	亀山地区	とびだせ！まつりだ！事業	300,000	200,000	テント2張りを購入し、夏まつり、文化祭、収穫祭を開催する。
2		隈之城地区	「くまのじょうハッピー」整備事業	329,490	200,000	くまのじょうハッピーを製作・着用して行事を盛り上げる。
3		水引地区	水引地区まちづくり活性化事業	242,550	161,000	ハッピーを購入し各種イベントで着用する。
4		寄田地区	寄田運動広場休憩所改築工事事業	300,000	200,000	運動広場休憩所の改築を行う。
5		八幡地区	八幡地区事業計画に基づく活性化事業	204,750	136,000	長机を収納するための台車を購入する。
6		陽成地区	伝統・文化遺産の電子化による継承事業	260,150	173,000	パソコン、レーザープリンタ及びキャビネットを購入する。
7		吉川地区	吉川地区スポーツ活性化事業	300,000	200,000	スポーツ備品の整備を行いスポーツ教室を開催する。
8		湯田地区	黒米酢と赤米酢の第6次産業による醸造事業	300,000	200,000	黒米酢と赤米酢を醸造する。
9		西方地区	ふるさと環境保全事業	282,600	188,000	西方小学校、西方駅、避難道路等の草払い等を行う。
10	樋脇	市比野地区	いろんなイベントを地区のみんなに広めよう！作戦事業	325,860	200,000	イベント啓発用備品の整備を行い各種イベントを開催する。
11		樋脇地区	樋脇地区ふるさと活性化ふれあい事業	350,000	200,000	・イベント(ホテルを観る夕べ、フェアイル寺)の開催 ・ボランティア交流事業(手打ちそばの振る舞い等)
12	入来	副田地区	湯ノ山公園グラウンドゴルフ場造成・グラウンドゴルフ大会実施事業	336,130	200,000	グラウンドゴルフ場の環境整備を行いグラウンドゴルフ大会を開催する。
13		朝陽地区	コミ協だより(ふるさと)広報誌等内容充実化事業	302,400	200,000	A3サイズも対応可能な印刷機を購入する。
14	東郷	斧淵地区	斧淵地区環境整備事業	334,330	200,000	梅堤や、地区内公園の環境清掃と年末のイルミネーションを実施する。
15		南瀬地区	南瀬地区むらづくり振興大会事業	278,000	185,000	南瀬地区むらづくり振興大会を実施する。
16		鳥丸地区	鳥丸地区むらづくり活性化事業	300,000	200,000	鳥丸地区むらづくり振興大会を開催する。
17	里	里地区	里地区ときめき活性化事業	300,000	200,000	里地区の夏祭り会場で「魚のつかみ取り」を行う。
18	下甌	青瀬地区	青瀬地区夏まつり活性化事業	299,491	199,000	盆踊り用のやぐらの設置を行う。
19		長浜地区	長浜地区らくらく環境整備事業	420,000	200,000	緑地公園への倉庫設置。
		合計		5,765,751	3,642,000	



## 薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、本市が地区コミュニティ協議会の行う事業のうち、適当と認めた事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内において薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地区コミュニティの活性化に資することを目的とする。

(成果)

第2条の2 この補助金の交付を通じて得ようとする成果は、地区の特性や資源を活かし、地区コミュニティの活性化に資する活動を推進する。

(補助事業等の要件)

第3条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

(1) 地区コミュニティ協議会 薩摩川内市地区コミュニティ協議会等補助金交付規則（平成17年薩摩川内市規則第38号）第2条第1号に規定する地区コミュニティ協議会をいう。

(2) 補助対象事業 地区の特性や資源を活かし、地区の活性化に資するために取り組むソフト事業で、新規に取り組むもののほか、既存の事業に付加価値を付け、発展的に継続実施する事業で、次の要件のすべてを満たすものをいう。

ア 公益的事業であること。

イ 他の補助・助成・委託を受けていない事業であること。

ウ 実施により継続的な成果が期待できる事業であること。

エ 地区振興に資する事業であること。

(補助の対象及び額)

第4条 補助金は、補助対象事業を行う地区コミュニティ協議会に対して、交付する。

2 補助金の額は、補助対象事業に係る経費のうち、次条各号に掲げる経費の総額の3分の2以内とする。ただし、補助金の限度額は、20万円とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 講師謝金
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 消耗品費
- (5) 燃料費
- (6) 印刷製本費
- (7) 修繕料
- (8) 通信運搬費
- (9) 手数料
- (10) 保険料
- (11) 委託料
- (12) 使用料及び賃借料
- (13) 工事請負費
- (14) 原材料費
- (15) 備品購入費
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの  
(補助対象事業の審査及び結果通知)

第6条 補助金を活用した事業を行おうとする地区コミュニティ協議会は、毎年5月10日までに、地区コミュニティ活性化事業調書（様式第1号。以下「事業調書」という。）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該活用しようとする事業は、1会計年度につき1事業とし、既に2事業について補助金の交付を受けた地区コミュニティ協議会は、事業調書の提出はできないものとする。

2 補助対象事業は、別に定める地区コミュニティ活性化事業選考委員会による審査を経て、市長が決定する。

3 市長は、前項の規定による結果を地区コミュニティ活性化事業選考結果通知書（様式第2号）により、事業調書の提出者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条の規定により補助対象事業に採択され、補助金の交付を受けようとする地区コミュニティ協議会（以下「補助事業者」という。）は、毎年6月30日までに、地区コミュニティ活性化事業補助金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画（実績）書（様式第4号）
- (2) 当該年度の収支予算（精算）書（様式第5号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交

付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を地区コミュニティ活性化事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又はその決定した内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部の実施の見込みがないと認められる場合に限るものとする。

（補助対象事業の遂行）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

（状況報告等）

第11条 市長は、補助対象事業の適正な遂行を図るため、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況を報告させ、又は実地に調査することができる。

（遂行等の命令）

第12条 市長は、前条の規定による報告又は実地調査により、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って遂行すべきことその他必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業完了後15日以内又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、地区コミュニティ活性化事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画（実績）書
- (2) 当該年度の収支予算（精算）書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、実績報告書を受領したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に適合するものである

かどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知は、地区コミュニティ活性化事業補助金確定通知書（様式第8号。以下「確定通知書」という。）によりこれを行うものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 補助事業者は、確定通知書を受領したときは、補助金の交付の請求をすることができる。

2 補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、地区コミュニティ活性化事業補助金請求書（様式第9号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金等の概算払）

第16条 補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、補助金等の概算払いを受ける必要がある補助事業者等は、補助金等概算払申請書（様式第10号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受領したときはその内容を審査し、補助金等の概算払いすることが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めるときは、当該補助金等の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を地区コミュニティ活性化事業補助金概算払決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金等の概算払いする場合について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第16条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、第15条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し又は返還）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(2) 当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。

(3) 事業調書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象事業の実施について不正の行為をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要領に定める事項に違反する行為をしたとき。

（効果の測定）

第19条 補助金の効果は、地区の特性や資源を生かし、地区の課題やニーズに応える事業の増加の数及び住民の参加数によって測定するものとする。

（その他）

第20条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 薩摩川内市地区コミュニティ活性化事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。